令和６年４月１日

都区制度（東京の大都市制度）について

１　都区制度（特別区制度）の概要

◇ 都区制度（特別区制度）とは

東京都内には62の区市町村がありますが、その中で、23区は「特別区」と呼ばれています。特別区は、それぞれ公選の区長、議会や条例制定権、課税権を持ち、一般の市町村と同じ基礎自治体です（大阪市や横浜市などの政令指定都市にある「区」は、行政区と言い、市の内部機構であり、自治体である特別区とは性格も仕組みも異なります)。

一方、東京23区の区域は、970万人を超える人びとが暮し、1千3百万人近い人びとが活動する巨大な大都市地域です。人口や産業が高度に集積するこの地域の行政は、全体として滞りなく円滑に行われる必要があります。

このため、それぞれの特別区が身近な自治体として基本的な役割を担いつつ、広域自治体である東京都との特別な役割分担のもとに、相互に連携して東京大都市地域の行政に責任を持つ大都市制度が設けられています。この仕組みを都区制度あるいは特別区制度と呼んでいます。

都区制度は、人口が高度に集中する大都市地域において、広域自治体と複数の基礎自治体の特別な役割分担により、大都市行政の一体性確保と身近な自治の両立を図る大都市制度であり、現在のところ、東京の特別区の存する区域にのみ適用されているものです。

通常は市が行う上下水道や消防などを都が実施することや、都と23区間の財政調整の仕組みがあること、また、都区間及び特別区間の連絡調整を行うための法定の協議組織が設けられていることなどが特徴です。

政令で指定される大都市制度である指定都市においては、大都市としての一体性・統一性確保のため、単一の基礎自治体が都道府県の事務を含め大半の事務を処理するのに対し、都区制度では、指定都市という１つの基礎自治体では対応しきれない高度に集中する大都市地域において、複数の基礎自治体（特別区）が基本的に事務を処理する一方、広域自治体である都が、府県事務のほか、通常市町村事務とされるもののうち、大都市としての一体性・統一性確保のため単一の意思により一体的に処理すべき事務を処理するものとされています。

（参考）「逐条地方自治法」（松本英昭著）の第281条の2に関する記述抜粋

「特別区の存する区域の有する様々な地域特性のうち、当該区域を他の地域と区別し、行政上特別な対応を迫る決定的な要素は、人口規模及びそれに関連する諸機能の集中度である。現行の地方自治制度においては、大都市の制度としては指定都市制度も存することから、特別区の存する区域は、指定都市制度では対応しきれない規模として既存の指定都市を相当上回る人口数百万程度で一体となった社会的実態があ

る区域であると同時に、当該区域の行政について一つの普通地方公共団体である指定都市で対応することには問題があると思われるものであると言える。これらを端的に「人口が高度に集中する大都市地域」としているのである。」

「現行制度は、都の広域的地方公共団体としての役割の純化が図られたものであり、特別区の基礎的な地方公共団体としての地位をできる限り充実・強化したものである。しかし、かかるシステムが真に効果的かつ民主的な大都市行政をもたらすかどうかは、その実際の運用にかかっている。とりわけ重要なことは、一方では特別区の自主性・自立性を強めながら、他方では大都市行政の一体性・統一性を実現することである。この課題は、二律背反の要素を含むものであって、その成就のためには、賢明な行政運営が要請されるところである。」

「（都の性格に対比しての特別区の位置付けは）都道府県の性格に対比して市町村が基礎的な地方公共団体とされるのと同等の位置づけであり、大都市地域で展開される地方自治における特別区優先の原則が明確にされている。」

「都が特別区に係る市町村事務を処理するのは、特別区における全体としての一体性及び統一性の確保が要請されるためである。・・・しかしながら、当該事務について、一体性及び統一性の確保の要請があれば、即、都による直接の処理が認められるものではない。まずは、特別区相互間で連携し、また、都が特別区に対して許容される限りで調整権能を行使することにより対応すべきである。こうした対応では足りず、一の統一的な意思決定の下、事務を処理しなくてはならない必要性がある場合に、はじめて都がとりこむ形で一体的に事務を処理することとなるものである。単に、「行政の一体性及び統一性の確保」の必要のある事務とはせず、「行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務」と規定しているのは、この意味に他ならない。」

◇ 都区の役割分担と財源の調整

特別区は、東京大都市地域の基礎自治体として、区民に身近な行政を担っています。しかし、この大都市地域全体を一体として処理する必要がある事務もあり、通常は市が行う事務のうち例外的に東京都が処理しているものがあります。たとえば、水道、下水道、消防、大規模な都市計画などです。

一方、特別区の区域は23の基礎自治体でひとつの大都市地域を構成していますが、区ごとに見ると、その税源は大きく偏在しています。

このため、東京都と特別区が役割分担に応じて財源を分け、また23区の税源の偏在を調整して、それぞれが均衡ある行政を行えるようにするための制度として、都区間と特別区相互間の財政調整を行うしくみが設けられています。これを都区財政調整制度と言います。

この財政調整を行うための財源として、通常は市町村税であるもののうち、固定資産税や法人住民税等が都税とされています。東京都と特別区は、毎年財政調整のための協議を行っています。

なお、地方公共団体間の財政調整の仕組みとしては、地方交付税制度がありますが、この制度の中では、東京都と特別区は一括して算定され（ただし、収入超過と計算され不交付）、都と個々の 23 区の調整については、都区財政調整制度を通じて行うこととされています。

都と区市町村との分担関係（イメージ）

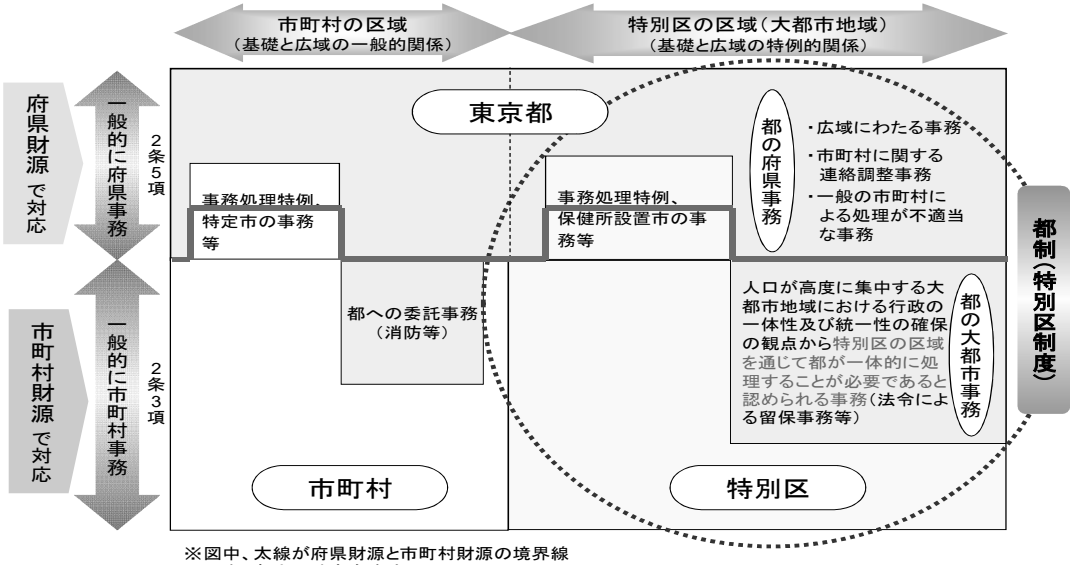

※図中、太線が府県財源と市町村財源の境界線
※図中、条文は地方自治法

都区間の一般財源配分の状況（令和４年度決算）

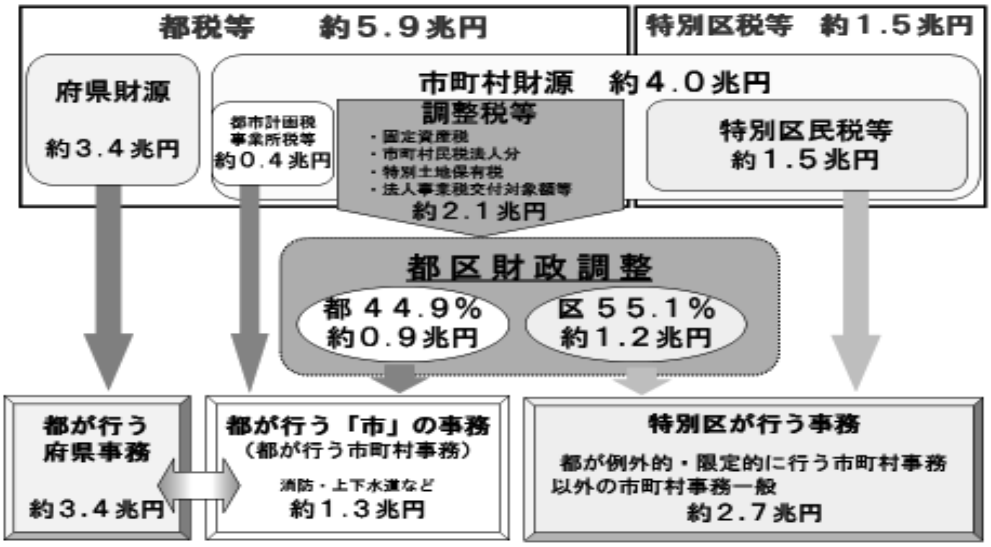

※数値は小数点以下第２位で四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

（参考）区税と財調交付金の割合（令和4年度）

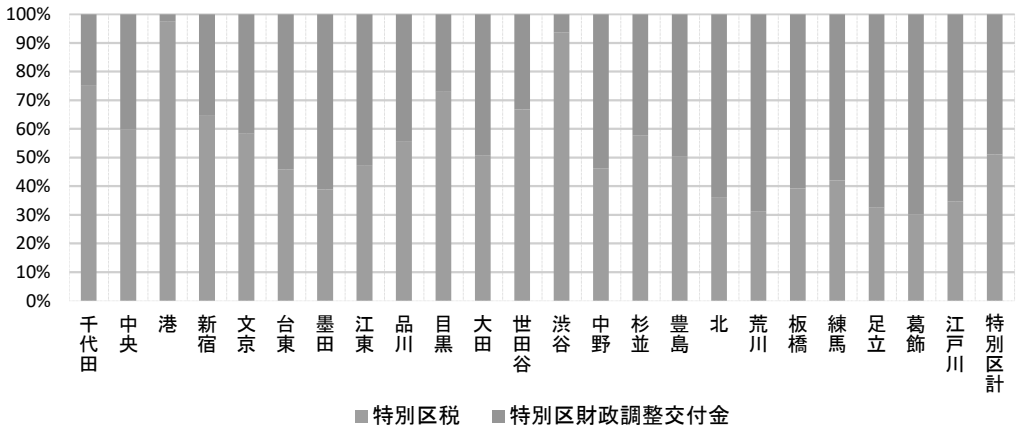

◇ 特別区制度の歴史

東京に自治制度としての区が誕生したのは、明治 11 年に制定された郡区町村編制法により、東京府に 15 区と 6 郡が置かれたのが始まりです。当時の東京府は、概ね今の特別区の区域であり、その中の 15 区は「江戸」の御府内とされた地域です（多摩地域が加わり、東京府が現在の東京都と同様の姿になったのは明治 26 年です)。

その後、明治 22 年には市制町村制の法律が施行され、この 15 区の区域は、区を存続させたまま、東京市となりました。大正 11 年に定められた東京都市計画区域を基本に、昭和７年、東京市は周辺５郡の 82 町村を再編した 20 区を併合し、35 区となりました。この区域が、ほぼ現在の特別区の区域です。

昭和 18 年、戦時体制下において、東京にのみ適用される制度として「東京都制」が敷かれました。それまでの東京府、東京市は廃止され、東京都が誕生しました。

終戦後、民主化政策により改正された「東京都制」のもとで、区の自治基盤を強化するため 35 区の再編が行われ、昭和 22 年 3 月に 22 区が発足しました。同年 5 月 3 日に施行された地方自治法により、区は「特別区」と位置づけられ、同年 8 月には、板橋区から練馬区が分離独立し、現在の 23 特別区となりました。

（参考）**東京大都市地域の変遷**

◇「市」よりも先に「区」が誕生（明治１１年）

※明治 22 東京市(15 区)　明治 26 三多摩東京府編入

◇現在の特別区の区域で都市計画（大正１１年）

※昭和 7　「大東京市」(35 区)

◇都制は、戦時体制下に東京府と東京市を同時に廃止して発足（昭和１８年）

◇戦後新都制の下で 23 特別区に（昭和２２年）

昭和 22 年 5 月 3 日、日本国憲法とともに施行された地方自治法では、特別区は一般市と同格の自治体として出発しました。ところが、実際には多くの事務権限が東京都に残されていたため、自治権拡充をめぐる都区間の紛争が生じました。

昭和 27 年の地方自治法改正では、特別区は基礎的な自治体としての位置づけが失われ、東京都の内部的な団体とされました。広域自治体である東京都が特別区の区域の基礎的な自治体としての性格を兼ねることとなり、区長の公選制も廃止され、事務や財政に関する権限も限定的なものとされてしまったのです。このときから、特別区は、基礎的な自治体の地位を取り戻すべく、半世紀に及ぶ自治権拡充のための運動を展開し続けることになります。

その後、東京の巨大都市化に伴う都の行政の行詰まりや特別区の自治権拡充運動を背景に、順次東京都から特別区への権限移譲が行われることとなります。

昭和 40 年には、福祉事務所等の移管が行われました。さらに、昭和 50 年には、特別区を原則市並みとする改革が行われ、区長公選制が復活し、東京都の職員を特別区に配属する制度が廃止されて人事権が確立されたほか、従来限定されていた事務権能についても、都が処理するものを除き一般市の規定を適用することとされ、保健所の移管も含め、大幅に拡大されました。

しかしながら、この改正によって実質的に基礎的な自治体としての内実を備えたにもかかわらず、法的な位置付けは従前どおり都の内部的な団体のままとされました。

このため、特別区はさらなる自治権拡充運動を展開し、東京都とも制度改革の方向を合意して国に働きかけました。多くの区民や東京都と特別区の関係者の粘り強い自治権拡充運動が実を結び、平成 12 年 4 月 1 日から、特別区は東京都の内部的な団体から脱却して法律上の「基礎的な地方公共団体」として位置付けられ、今日に至っています。

（参考）**都区制度改革の歩み**

◇特別区は、戦後「市」と同一権能で発足（昭和２２年）

◇すぐに都の内部的な団体に転落（昭和２７年）

◇自治権拡充運動を背景に順次特別区の権限を拡大

※昭和４０年施行（福祉事務所の移管等）

「市」の事務の重圧で都の行政が麻痺≪単一自治体での対応限界≫

※昭和５０年施行（区長公選復活、人事権移譲、保健所の移管等）

原則「市並み」 ＝ 事実上の基礎自治体 ⇒ 制度上は都の内部的な団体

◇都区合意のもとに国に制度改正を求め、ようやく特別区が法的に基礎自治体に

※平成１２年施行 ⇒都制のもとでの到達点 ≪二層制の実現≫

○政令指定都市制度では対応できない大都市地域に適用

○大都市地域における身近な自治と行政の一体性を共に確保

・複数の基礎自治体と広域自治体の特別な役割分担で対応

・大都市制度としての特例（事務分担、税配分、財調制度）

○役割分担、財源配分は、法定の原則の下に、都区協議で調整

２　平成 12 年改革の意義

平成 10 年 5 月に公布され、平成 12 年 4 月に施行された地方自治法改正では、政令指定都市制度では対応できない人口が高度に集中する大都市地域における自治制度の枠組みとして都区制度を位置づけ、自治体としての都と特別区の法的性格を初めて明確に規定しました。

東京大都市地域において、都は府県と市の両方の性格を併せ持つという二重の性格が払拭され、特別区を包括する「広域の地方公共団体」として位置付けられる一方、都の内部的な団体とされてきた特別区は、第一義的に直接住民に責任を有する「基礎的な地方公共団体」であることが明文化されたのです。

この改革により、都は、府県事務のほかに、一般的には市が処理する事務のうち、特別区の存する区域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を限定的に行うこととされました。この都が処理する事務以外は、特別区が一般市町村と同様に優先的に処理することとなりました。

この役割分担の原則に基づき、清掃事業をはじめとする大幅な事務移譲が行われました。

財政面でも、市相当の財源のうち、都が処理する市相当の事務の財源及び特別区間の財源

の均衡化を図るための財源を都に帰属させ、それ以外の市相当の財源は特別区に帰属させる観点から、税配分等の見直しが行われました。また、都区間及び特別区相互間の財政調整の仕組みを法律上の財源保障制度として位置付け、都と特別区の役割分担に応じて財源配分を行う原則が定められました。

さらに、大都市制度としてのその他の特例についても、法定の協議組織である都区協議会の運用改善をはじめ、都の内部団体的性格を払拭するための見直しが行われ、特別区は、名実ともに東京大都市地域における基礎自治体としての地位を得ることとなりました。

都区制度改革が施行された平成 12 年 4 月は、国と地方の関係を大幅に見直す地方分権一括法が同時に施行されたときでもありました。特別区は、長年にわたる自治権拡充運動の成果として、自治法上の「基礎的な地方公共団体」に位置付けられたと同時に、地方分権改革によって強化された「基礎的な地方公共団体」の権限も獲得したのです。

３　平成 12 年改革以降の動き

(1) 都区間の財源配分

平成 12 年改革の出発時点においては、法改正の趣旨に即した都区の役割分担に応じた財源配分の整理についての都区間の合意が得られず、配分割合は、従前の 44%を基本に事務移管その他の変動を加味して 52%とする決着が図られ、都区間の財源配分のあり方については、改革後に引き続き協議する課題として残されました。

しかし、その後の協議においても、都区間の協議が難航したことから、平成 18 年 2 月の都区協議会において、財源問題についての当面の対応を整理した上で、今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討することとなり、都区間の財源配分問題の解決は、その検討の結果に委ねることとなりました。

その上で、平成 19 年度以降の配分割合は、三位一体改革の影響と都の補助事業の区事業への振替えを反映した 55%とし、都区のあり方に関する検討の結論が出るまでの間は、大規模な制度改正や役割分担の変更等が無い限り、安定化させることとなりました。

その後、特別区の児童相談所の開設に伴う配分割合の見直しの協議の中で、令和 2 年度に開設する 3 区の所要額を算定することと合わせて、令和 2 年度から特例的に配分割合を 0.1%引き上げ 55.1%としたうえで、令和 4 年度に改めてあり方を協議することとなりました。しかし、現在も協議は継続中で、解決に至っていません。

この財源配分の課題は、通常市が処理する事務のうち都が一体的に処理するものを明確にしつつ、法に定められた原則に則った役割分担の明確化と役割分担に基づいた安定的な財源配分の確立を目指すものです。そのことを通じて、住民に対する都区の行政責任の明確化を図り、基礎自治体である特別区の行財政基盤の強化と都が広域的課題に専念できる体制を確保し、都区の真のパートナーシップ確立による住民福祉の向上と大都市東京の発展を期するものです。

この課題は現行制度下で未解決の最大の懸案となっており、平成 12 年都区制度改革は、運用面で未完の状態にあります。

(2) 都区のあり方検討

平成18年2月の都区の合意を受けて、都区のあり方検討委員会及び幹事会が設置され、平成19年1月から検討が進められました。

事務配分の検討では、府県事務を含めた都の事務のうち、内部管理事務等を除く検討対象事務444項目について、都区いずれが担うべきかの検討が行われ、平成23年1月までに、53項目の事務が「区に移管する方向で検討する事務」として整理されました（今後の取扱いについては、都が、特別区の区域の再編議論抜きに進められないとして、未定となっています）。

また、特別区の区域のあり方の検討では、都から資料や論点等が示され、区からも資料や参考論点等を示したものの、都が、事務配分の検討とセットで検討すべきであり、再編を含む区域のあり方について議論が必要としたのに対し、特別区は、区域の再編の問題はそれぞれの区が主体的に判断すべきものであり、事務配分の議論の前提となるものではないとして都区双方の議論がかみ合わず、特別区の区域の議論の前に、都区のあり方検討とは別に、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村の調査研究の場を設けることとし、その結果を待って、必要に応じて議論することとなりました。

これを受けて、「東京の自治のあり方研究会」が設置され、平成21年11月から検討が進められ、平成27年3月に、地域別の将来人口推計（500m メッシュ）等のデータに基づき、地域ごとの課題を踏まえた最終報告がとりまとめられました（この報告を受けた後の都区のあり方検討の取扱いについても、未定となっています）。

税財政制度の検討については、区から論点を提示したものの、具体的な議論を行う状況に至っていません。

(3) 児童相談所の設置自治体の拡大

都区のあり方検討委員会で事務配分の検討を行う中で、都内における児童虐待死事件等の発生や児童虐待相談件数の増加を背景に、児童相談行政のあり方について、都区間の連携や体制等について、幅広く検討すべき課題として、都区のあり方検討委員会とは切り離して、都区間で協議をしていくことが、平成23年12月に確認されました。

これを受けて、都区の実務者で構成する「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」が設置され、平成 24 年 2 月から検討が進められましたが、特別区が求める児童相談所の移管については大きな進捗が見られない中で、平成 28 年 5 月、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るための「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、同年 6 月に公布されました。

この改正により、平成29年4月以降、政令で定める特別区は児童相談所を設置することとなり、併せて、政府が、法施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう必要な支援を実施することとされました。

法改正を受けて、22の区が児童相談所の設置に向けて検討を進めることを表明し、準備の整った区から順次開設していくこととして、平成29年6月から、設置予定時期が早い3区（荒川区、世田谷区、江戸川区）の児童相談所設置計画案について、都によるモデル的な確認作業が行われ、その経過を設置希望区にフィードバックしながら設置準備が進められてきました。また、平成30年5月から、都区間で、児童養護施設等の入所や一時保護に関する広域調整に係る検討が行われました。

一方、令和元年度から、特別区に児童相談所が設置されることも視野に入れつつ、東京全体の児童相談体制のあり方に関する都と区市町村合同の検討会が設置され、検討が行われています。

現在、世田谷区・江戸川区（令和2年4月）、荒川区（令和2年7月）、港区（令和3年4月）、中野区（令和4年4月）、板橋区（令和4年7月）、豊島区（令和5年2月）及び葛飾区（令和5年10月）が児童相談所設置市となっています。令和6年度中の設置を予定している品川区（10月）のほか、後続の区においても、円滑な移行に万全を期するため、都との調整をはじめ検討が進められています。

(4) 特別区制度調査会

特別区長会は、（財）特別区協議会に設置された特別区制度調査会（会長：故大森彌東京大学名誉教授）に、都区制度改革後の特別区のあり方についての調査研究を依頼しました。調査会は、平成15年10月から検討を開始し、平成17年10月の第１次報告を経て、平成19年12月に「『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想」という第２次報告をまとめました。

この報告は、特別区が名実ともに住民に身近な政府として自らを確立するためには、「大東京市の残像」を内包する「都の区」の制度から離脱し、特別区の区域における「行政の一体性」の観念から脱却して、分権時代にふさわしい新たな基礎自治体間の関係を構築する必要があるとしています。

このため、都が、通常基礎自治体が行う事務の一部を処理することや、都区間の財政調整を行う特例を廃止して、特別区（名称を「東京〇〇市」に変更）が、対等・協力の相互補完関係で事務の共同処理や財政調整等を行う「基礎自治体連合」の仕組みを活用しながら、東京大都市地域における全ての基礎自治体の仕事と財源に責任を持つ仕組みに改めることを提言しています。

特別区長会は、特別区（基礎自治体）優先の原則に則った東京大都市地域の自治の確立に向けて、現行制度の下での運用改善を優先しつつ、地方分権改革や都区のあり方検討の動向等を踏まえながら、さらに検討を深めることとしています。

(5) 地方分権改革の流れの中で

平成 5 年の衆参両院決議を受けて進められてきた地方分権改革は、平成 12 年 4 月に施行された第一期改革とその後の三位一体改革に引続き、平成 19 年以降進められた第二期改革で順次義務付け・枠付けの見直しと自治体への権限移譲等が行われ、平成 26 年以降は、自治体からの提案に基づく改革に移行しています。

平成 12 年に基礎的な地方公共団体に位置づけられた特別区も、この改革の中に身を置いています。

大都市制度のあり方等について調査審議を行った第30次地方制度調査会は、平成25年6月、都区制度は概ね円滑に運営されていると評価し、東京都から特別区への更なる事務移譲と区域の再編を関連づける議論について、一般的に人口規模のみを捉えて基準にする必要はないとしたうえで、児童相談所の事務を例に挙げて、都から特別区への更なる事務移譲を検討すべきとする一方、今後の社会経済情勢の変化を踏まえると、区域の見直しについても検

討が必要とする内容を盛り込んだ答申を行いました。

一方、少子高齢化が進行し、全国的な地域の衰退が懸念される中で、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に、「まち・ひと・しごと創生法」が平成 26 年 11 月に施行され、国と全国の都道府県・市区町村において、それぞれ人口ビジョンや総合戦略を策定して様々な取組みが進められています。

特別区長会は、この取組みと並行して、東京・特別区が、人材の交流はもちろん、経済、生活全般にわたり、全国各地に支えられて成り立っていることを踏まえ、東京を含む全国各地域が連携して活き活きとしたまちづくりを進め、ともに発展・成長し、共存共栄の関係を作っていくことが必要であるとの考え方のもとに、平成 26 年 9 月に趣意書を採択し、全国の自治体に呼びかけて、特別区全国連携プロジェクトを展開しています。

これまでに、各区の取組みと合わせ、専用ホームページの開設、13 の市長会、町村会（372 自治体）との連携協定締結、東北六魂祭・東北絆まつりへの協賛、魅力発信イベントの実施、シンポジウム・講演会の開催、被災地支援等の取組みを展開し、現在 1,100 を超える自治体と様々な形で連携・交流を行っています。民間企業とも 4 社と連携協定を結んでいます。

４　都区制度（特別区制度）のこれから

大都市としての特性が顕著で首都機能を有する東京については、これまでの国における大都市制度や道州制の検討でも、現在の都の区域、特別区の存する区域、あるいはその一部の区域に、事務配分や税財政制度等の特例や区域についての特例を設ける必要があると指摘されています。

東京都や特別区における検討、あるいは経済団体や民間の研究機関の検討においても、都区制度（特別区制度）の将来をめぐっては様々な議論があります。

大阪府・大阪市では、特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）の実現に向けて大都市制度改革の検討が進められ、平成27年5月と令和2年11月の２度にわたって、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく、特別区設置協定書の住民投票が行われました。いずれも僅差で否決されましたが、大きな議論を呼びました。大阪では、今後に向けて、現行制度のもとでの府と大阪市の一体的な行政運営を推進する取組みが進められています。

今後の特別区のあり方については、以上のような、分権改革の動向、都区制度（特別区制度）に関する提言、都区間の検討状況や国の動向等を踏まえながら、引続き検討していく必要があります。

人口減少社会における行政のあり方の見直し（行政の役割の見直し、ICT の活用・自治体間連携等による効率化、等）、急速に進む高齢化・少子化への対応、感染症等への対応、切迫性が叫ばれている首都直下地震や大規模水害等巨大災害への備え、全国各地域の活性化に寄与する取組み、等々課題が山積しています。

一方、厳しい経済状況をはじめ、法人住民税の一部国税化、地方消費税清算基準見直し、ふるさと納税制度など、東京の地方財源を狙い撃ちにした不合理な税制改革等の影響を受けて、特別区の財政は厳しい環境に置かれています。

東京都と特別区は、多くの課題を抱えながら、東京大都市地域の行政を担うパートナーとして、連携・協力して取組んでいかなければなりません。

こうした動きの中で、都区制度（特別区制度）のあり方が問われていくことになります。

（参考）特別区長会が東京都に求めている重点事項

(1) 都区のあり方検討の再開

都区協議会のもとに設置している都区のあり方検討委員会での協議が、平成 23 年 12 月の書面開催を最後に中断しています。平成 19 年以来進めてきた検討の蓄積を生かし、事務配分や税財政制度の根本的かつ発展的な検討のため、協議を再開することを求めています。その結果を踏まえて、都区間の最大の懸案である、役割分担に応じた財源配分の決着を図る必要があります。なお、特別区の区域の再編の問題については、これまでの検討で論点は出尽くしており、どのように取り扱うかは各区の自主的な判断に委ねられるべきものです。

(2) 都市計画事業のあり方に関する協議の実施

用途地域の都市計画について、全国の市町村の中で、特別区のみが決定権限を持っておらず、東京都にその権限が残されたままとなっています。その他の都市計画決定権限、都市計画税の取扱いを含めた都市計画事業全体のあり方について、都区の協議の場を、都区協議会の下に設けることを求めています。

(3) 固定資産税の減免等についての事前協議

固定資産税や市町村民税法人分は都区財政調整制度の財源であり、都区の共有財源です。このため、都において政策的に減額･免除の新設・拡大を検討する際には、特別区に事前協議することを求めています。

(4) 児童相談所設置の促進

児童相談所の設置については、令和 2～5 年度の開設区に続いて順次開設が予定されています。設置希望区それぞれにおいて都から区への移行が円滑に進められるよう、人材の育成・確保、広域的な調整、財政措置等も含め、都区の連携で課題解決が図られる方向での支援・協力を求めています。

(5) 都区双方の事業実績に見合う都市計画交付金の増額

基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が、特別区の区域では、都市計画事業のかなりの部分を都が実施すること等を理由に都税とされています。一方、特別区も都市計画事業を実施していることから、その財源の一部に充てるため、都の要綱で都市計画交付金が設けられています。しかし、都市計画事業の実績は、都市計画費で見ると、およそ都が 7 割、特別区が 3 割となっているのに対し、都市計画交付金は、200 億円で、都市計画税 2,901 億円（令和 6 年度）の 1 割にも満たないため、事業の実態に見合った交付金の増額を求めています。

(6) 特別交付金のあり方の見直し

特別区財政調整交付金のうちの特別交付金は、年度途中の災害の発生や普通交付金の算定基礎である基準財政需要額等では捕捉しきれない特別な財政需要等がある場合に交付されるものです。現在、交付金総額の 5%、608 億円（令和 6 年度）を占めていますが、透明性、公平性を高めるため、その割合を 2%を基本に引き下げ、財源を普通交付金に移行させるよう求めています。

特別区

Tokyo 23 City
All Nippon Collaboration Project

全国連携プロジェクト

東京23区が全国各地域と連携して進める日本の元気づくり

Tokyo 23 City
All Nippon
Collaboration Project

特別区全国連携プロジェクトとは

特別区（東京23区）と全国各地域がともに発展・成長し、
共存共栄を図ることを目的に、産業・観光・文化・スポーツなど様々な分野で、
経済の活性化、まちの元気につなげるための連携・交流事業を行う取組みとして、
平成26年（2014年）9月に特別区長会が立ち上げたプロジェクトです。

※特別区長会とは、東京23区間の連携を図り、特別区政の円滑な運営と特別区の自治の進展に資するため、昭和22年5月1日に設立された特別区23区長が組織する任意団体です。
※事業実施にあたっては、特別区長会と公益財団法人 特別区協議会が連携して取り組んでいます。

特別区全国連携プロジェクトの現状

◆特別区全国連携プロジェクトの展開と目標

▲プロジェクトロゴマーク

特別区全国連携プロジェクト（以下「プロジェクト」）は、東京と各地域とを対立する関係として捉えるのではなく、お互いがともに発展することを目指し、特別区（東京23区）の特別区長会が平成26年（2014年）9月に趣意書（下記参照）を発表し、取組みを開始しました。

東京23区は、区民の日常の暮らしが、全国各地域における農林水産業などに支えられて成立してきたことを再認識し、各地域の人口が減少し衰退していくことは、区民の生活基盤も沈んでいくことにつながるという状況に向き合い、具体的な **3つの目標** を掲げ23区が一体となってプロジェクトを推進します。

３つの目標
- ◆共存共栄による日本の元気創造
- ◆相互補完による地域課題の克服
- ◆信頼関係・絆の強化

趣 意 書

我が国は、人口減少社会を迎えるなかで、地域の崩壊や経済の衰退などが懸念されており、今まさに地域の活性化が求められています。国もこれを課題として位置づけ、「地方創生」に力を向けようとしています。

一方で、全国各地域の疲弊は地方税の偏在にも一因があるとして、国は、本来国が保障すべき地方財源を、地方税の一部を国税化し再配分することで財政調整を行い、さらに拡大しようとしています。自治体間が対立し財源を奪い合う構図は、本来の地方自治の姿ではなく、結果的に共倒れになりうる、大変危険なことだと憂慮しています。

翻って東京・特別区は、人材の交流はもちろん、経済、生活全般にわたり、全国各地域に支えられ成り立っています。全国各地域あっての東京であり、互いの良いところを活かし、学び、そして足りないところを補完しあって、東京、全国各地域が抱える課題を共に克服していかなければなりません。東京を含む全国各地域が、活き活きとしたまちづくりを進め、ともに発展・成長し、共存共栄を図っていくことこそが今必要で、それが日本の元気につながると確信しています。

このような趣旨から特別区長会では、全国各地域との信頼関係・絆をさらに強化し双方が発展していくために、連携を深め、東京を含めた全国各地域の経済の活性化、そしてまちの元気につながるような取組みとして、「特別区全国連携プロジェクト」を展開してまいります。

それぞれの地域が、自らの特長を活かし、活力あるまちづくりを展開していけるようホームページを立ち上げるなど、特別区は微力ながら努力してまいります。

平成26年（2014年）9月16日　特別区長会

◆東京23区の自治体連携の状況

東京23区の自治体連携は年々拡大しており、令和5年度（2023年度）の東京23区と連携・交流している総自治体数は、プロジェクト開始当初の平成27年度（2015年度）から約1.7倍になっています。

連携自治体数の推移

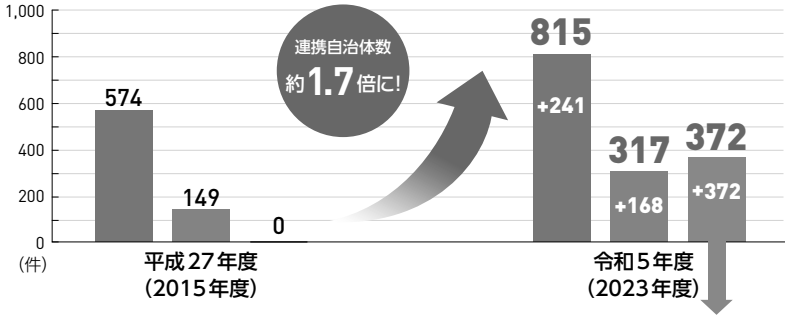

東京23区と連携・交流している総自治体数

全国 **1,117** 自治体※

■＝各区と交流事業を行った自治体数
■＝プロジェクト会員登録自治体数
■＝広域連携協定締結団体の加入自治体数

※特別区長会調べ
各項目の合計から重複している自治体を除いた実数

地域別の交流

- 釧路地域 ⇔ 荒川区
- 上川地域 ⇔ 杉並区
- 石狩地域 ⇔ 中野区
- 檜山地域 ⇔ 大田区
- 渡島地域 ⇔ 江戸川区
- 胆振地域 ⇔ 世田谷区
- オホーツク地域 ⇔ 江東区
- 宗谷地域 ⇔ 港区
- 日高地域 ⇔ 文京区
- 十勝地域 ⇔ 台東区

特別区長会との広域連携協定締結団体

団体名	協定締結年月日	加入自治体数
北海道町村会	平成28年4月26日	144
京都府市長会		15
京都府町村会		11
青森県市長会	平成28年6月25日	10
青森県町村会		30
千葉県町村会	平成29年1月19日	17
広島県町村会	平成29年1月27日	9
奈良県町村会	平成30年2月21日	27
群馬県市長会	平成30年4月16日	12
群馬県町村会		23
埼玉県町村会	平成30年5月1日	23
千葉県市長会	令和元年10月26日	37
山梨県町村会		14
合計	9道府県13団体	372

◀千葉県市長会、山梨県町村会との連携協定締結式。（令和元年（2019年）10月26日）特別区長会は、全国の市長会・町村会との連携協定の締結を進めていきます。

◆東京23区の連携・交流事業

全国各地域の自治体との連携・交流を深めるため、23区それぞれが様々な分野で連携・交流事業を行っており、その数は年々拡大しています。

交流事業数の推移

■＝各区の実施事業
■＝23区一体事業

オンラインの活用など「新しい生活様式」を踏まえた事業展開も増えています。

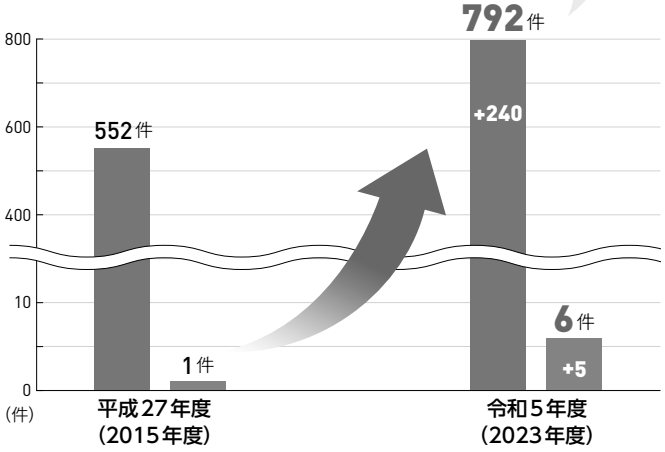

各区の実施する連携・交流事業の例

◀OTAふれあいフェスタ2023（大田区）
「地域のふれあい」、「交流の輪」を基本テーマに参加者が新しい出会いと親交を深める区民まつりを行いました。友好都市をはじめ複数の区市町村が各地域の特産品を販売する等、大田区民との「ふれあい」の場を創出しました。

◀カツオを美味しく食べるまち 南相馬 -料理を通して学ぶ交流自治体-（杉並区）
杉並区の交流自治体である福島県南相馬市の特産品を活用し、食をきっかけにした南相馬市のPRを行いました。カツオ料理を作り試食したほか、参加者へお土産として南相馬市産の梨やコーヒー、観光マップなどをお渡ししました。

◆東京23区一体事業

各区が実施する連携・交流事業に加え、東京23区が一体となった事業を実施しています。

●自治体間連携シンポジウム等の開催

自治体間連携や地域活性化などに関するシンポジウム、講演会を開催しています。

◀令和5年度（2023年度）に「被災地支援を通じた全国連携」をテーマに実施した全国連携講演会

●魅力発信イベントの実施

23区内の施設やスペースを利用して、全国各地域の魅力を発信するイベントを実施しています。

◀令和5年度（2023年度）に大井競馬場で実施した魅力発信イベント

●各地域との連携を推進する事業への支援

自治体や公益団体が取組む自治体間連携を進める事業について、支援を行っています。

◀▲東北6県の自治体が連携して主催する「東北絆まつり2023青森」への支援

●東京区政会館を活用した情報発信

東京区政会館の1階エントランスホールを活用して、プロジェクトのPRや連携自治体の情報発信を行っています。

◀令和5年度（2023年度）に「全国連携で広がる支援の輪～文化・歴史の絆が繋ぐ熊本の災害復興～」をテーマに実施した全国連携展示

◆企業との包括連携協定と事業の実施

●包括連携協定の締結

特別区長会はプロジェクトの趣旨に賛同し、連携して取組みを推進すると申し出があった企業と包括連携協定を締結しています。

協定締結企業一覧

締結企業名	締結年月日	主な取組み
第一生命保険株式会社	平成30年8月23日	○ビジネス交流会の開催 ○「けんしん」活動の推進
損害保険ジャパン株式会社 （旧：損害保険ジャパン日本興亜株式会社）	令和元年5月31日	○ドローンを活用した防災対策推進への取組み ○美術館を活用した芸術教育の連携
三井住友海上火災保険株式会社	令和元年9月11日	○経営サポートセンターの活用 ○被災者生活再建支援サポート
明治安田生命保険相互会社	令和4年3月29日	○異業種交流会「東京倶楽部」を通じたビジネスマッチング ○「全国連携講演会」等への講師派遣

●協定にもとづく事業

協定にもとづく東京23区や各地域自治体を対象とした事業を実施していきます。
また、事業の継続的な実施に向けた調整等を行っていきます。

◀「ビジネス交流会の開催」
「東京・首都圏と地方企業をつなぐ」をコンセプトに、地域振興・経済活性化を目的として開催。

◀「被災者生活再建支援サポート」
水災時の罹災証明書発行手続の支援サービスを活用し、被災者が保険金請求と罹災証明書の発行を一度の損害調査で完結することで早期の生活再建が可能になるほか、自治体での住家被害認定調査が不要となり、大規模災害発生時でも迅速な罹災証明書の発行や交付事務の効率化が図れることが期待される。

◆被災自治体への支援

特別区長会は、地震や大雨など大規模な災害にあった自治体に対し、復旧・復興のための様々な支援を実施しています。

継続して支援を行っている主な災害

◆東日本大震災

未曾有の大災害となった東日本大震災では、保健師、技術職員、事務職員の派遣、支援物資や復興支援金の提供、災害廃棄物の受け入れ、23区内での避難所・避難住宅の提供等を行いました。

- 23区共同で復興支援金10億円拠出
- 救援物資による支援
- 職員派遣：累計7,201人

※令和5年（2023年）4月1日現在

◆平成28年熊本地震

熊本を中心に九州を突然襲った地震では、保健師、技術職員、事務職員の派遣、支援物資や復興支援金の提供等を行いました。

- 23区共同で復興支援金5,500万円拠出
- 救援物資による支援
- 職員派遣：累計432人

※令和5年（2023年）4月1日現在

特別区が連携して対応した災害支援の状況

※令和6年（2024年）3月1日現在

発生時期		災害名	主な支援内容
平成20年	6月14日	平成20年岩手・宮城内陸地震	復興支援金の提供（岩手県市長会／宮城県市長会）
平成23年	3月11日	東日本大震災	復興支援金の提供（岩手県／宮城県／福島県／茨城県／栃木県／千葉県）、職員派遣・支援物資等の提供
平成25年	10月16日	平成25年台風26号（伊豆大島土砂災害）	復興支援金の提供（東京都大島町）、職員派遣
平成28年	4月14日～16日	平成28年熊本地震	復興支援金の提供（熊本県／大分県）、職員派遣・支援物資等の提供
	8月30日～31日	平成28年台風10号	復興支援金の提供（北海道／岩手県）
	10月21日	平成28年鳥取県中部を震源とする地震	復興支援金の提供（鳥取県）
平成29年	7月5日～6日	平成29年7月九州北部豪雨	復興支援金の提供（福岡県／大分県）
	7月22日～23日	平成29年7月22日からの梅雨前線に伴う大雨	復興支援金の提供（秋田県）
	9月16日	平成29年台風18号	復興支援金の提供（大分県）
	10月21日	平成29年台風21号	復興支援金の提供（三重県／京都府／和歌山県）
平成30年	6月18日	平成30年大阪府北部を震源とする地震	復興支援金の提供（大阪府）
	7月	平成30年7月豪雨	復興支援金の提供（岐阜県／京都府／兵庫県／岡山県／広島県／山口県／愛媛県／高知県／福岡県）、職員派遣
	9月6日	平成30年北海道胆振東部地震	復興支援金の提供（北海道）、職員派遣
令和元年	8月	令和元年8月の前線に伴う大雨	復興支援金の提供（佐賀県）
	9月	令和元年房総半島台風	見舞金の提供（東京都島しょ部）、職員派遣・支援物資等の提供
	10月	令和元年東日本台風	復興支援金の提供（岩手県／宮城県／福島県／茨城県／栃木県／埼玉県／長野県／群馬県市長会／群馬県町村会／千葉県市長会／千葉県町村会）、職員派遣・支援物資等の提供
令和2年	7月	令和2年7月豪雨	復興支援金の提供（山形県／福岡県／熊本県／大分県市長会／大分県町村会）
令和3年	2月	福島県沖を震源とする地震	復興支援金の提供（福島県）
	7月	令和3年7月1日からの大雨	復興支援金の提供（静岡県）
	8月	令和3年8月11日からの大雨	復興支援金の提供（広島県／福岡県）
令和4年	3月	福島県沖を震源とする地震	復興支援金の提供（宮城県／福島県）
	8月	令和4年8月3日からの大雨及び台風8号	復興支援金の提供（青森県／新潟県／石川県）
	9月	令和4年台風14号	復興支援金の提供（宮崎県）
	9月	令和4年台風15号	復興支援金の提供（静岡県）
令和5年	6月	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号	復興支援金の提供（茨城県／埼玉県／和歌山県）
	6月～7月	令和5年6月29日からの大雨・令和5年7月7日からの大雨	復興支援金の提供（秋田県／山口県／福岡県）
	9月	令和5年台風第13号	復興支援金の提供（福島県／茨城県／千葉県）
令和6年	1月	令和6年能登半島地震	現在調整中

▲支援物資の搬送

▲給水車による支援

▲派遣した職員による被害状況の調査

特別区全国連携プロジェクト今後の展開
（令和５年度～令和８年度）

今後もそれぞれの地域が抱える諸課題を解決していくため、これまでの取組みも踏まえながら、より広域的な取組みとなるよう各事業を推進していきます。

◆新たな広域連携事業の創出

複数の特別区と複数の自治体が広域で連携して取り組む事業の創出に取り組みます。

●これまでに実施した広域連携事業の例（国の地方創生推進交付金を活用して実施）

◀渋谷区と京都山城地域12市町村との連携事業（京都やましろ地域のお茶を渋谷区内の施設でPRしたイベント）

◀台東区・墨田区と北海道十勝地域18町村との連携事業（十勝地域の特産品を台東区・墨田区内で販売したイベント）

◆23区一体事業の推進

23区が一体となって協定締結団体と行う事業をさらに推進していきます。

●これまでに実施した協定締結団体との事業の例

◀広域連携協定締結団体による東京区政会館での特産品販売

◀包括連携協定締結企業の施設（明治安田生命丸の内本社ビル）を活用したPR展示

◆各区が実施する連携・交流事業のさらなる展開

各区が実施する連携・交流事業への支援を推進し、さらなる展開を目指します。

●各区が行った事業の例

◀交流都市地方物産展（品川区）

◀大船渡市連携協定締結10周年イベント（板橋区）

◆主な事業計画

		（令和５年度）2023	（令和６年度）2024	（令和７年度）2025	（令和８年度）2026
1	広域連携事業の支援	広域連携事業の支援（特別区及び広域連携協定締結団体等支援、各地域のイベントの活用による関係性の強化）			
2	新たな広域連携の醸成	●新たな市長会、町村会からの要望把握と調整 ●協議等が整った団体との協定締結（新規）			
3	協定締結自治体等との連携推進実施	●各市長会、町村会、自治体主催事業等との連携 ●京都府市町村との東京23区・京都府市町村絆づくりプロジェクト推進協議会の開催準備、開催			
4	自治体間連携シンポジウム等の開催	●各年度２回程度開催 ●連携協定締結を行っている地域・企業等と開催内容を検討			
5	魅力発信イベントの実施	●各年度２回程度開催 ●連携協定締結を行っている地域・企業等と開催内容を検討			
6	各地域との連携を推進する事業への支援	東北絆まつりへの支援、PRイベント（開催地・23区内）の検討・実施			
7	東京区政会館を活用した情報発信	●年度２回程度開催 ●協力関係団体との開催方法や交流会等実施を検討			
8	全国連携プロジェクトの情報発信・PR	●ホームページの充実強化　●パンフレット・ポスター等の製作 ●全国連携NEWSの刊行　●企業等との連携による情報発信など			
9	関係人口拡大に向けた事業実施	事業等の検討	●事業の実施準備、試行、実施 ●関係自治体、協定締結企業との事業検討		
10	国の施策等を活用した事業の検討	国の施策、民間事業者によるプロジェクトとの連携による事業の検討			
11	関連事業助成金の見直し・創設	準備・試行等	新たな助成金制度の実施		
12	包括連携協定の締結	締結要望企業との協定締結			
13	協定に基づく事業の実施	●「主な取り組み」に掲げられた事業の実施（各地域自治体の参加）、23区一体事業の共催 ●事業の実施結果等のPR　●継続実施に向けた企業等との調整			
14	被災自治体への支援	大規模災害等被災自治体支援、復興支援金の拠出			

今後も幅広い分野で全国各地域と連携、協力を図るため
各々の事業を着実に進めていきます。

本パンフレットは特別区全国連携プロジェクトHP（裏面参照）からもご覧いただけます。

全国の自治体との連携の輪が広がっています！

特別区長会との協定締結
自治体・団体数

372 自治体 / **13** 団体

各区（23区）の
交流自治体数

815

令和5年（2023年）8月1日
特別区長会調べ

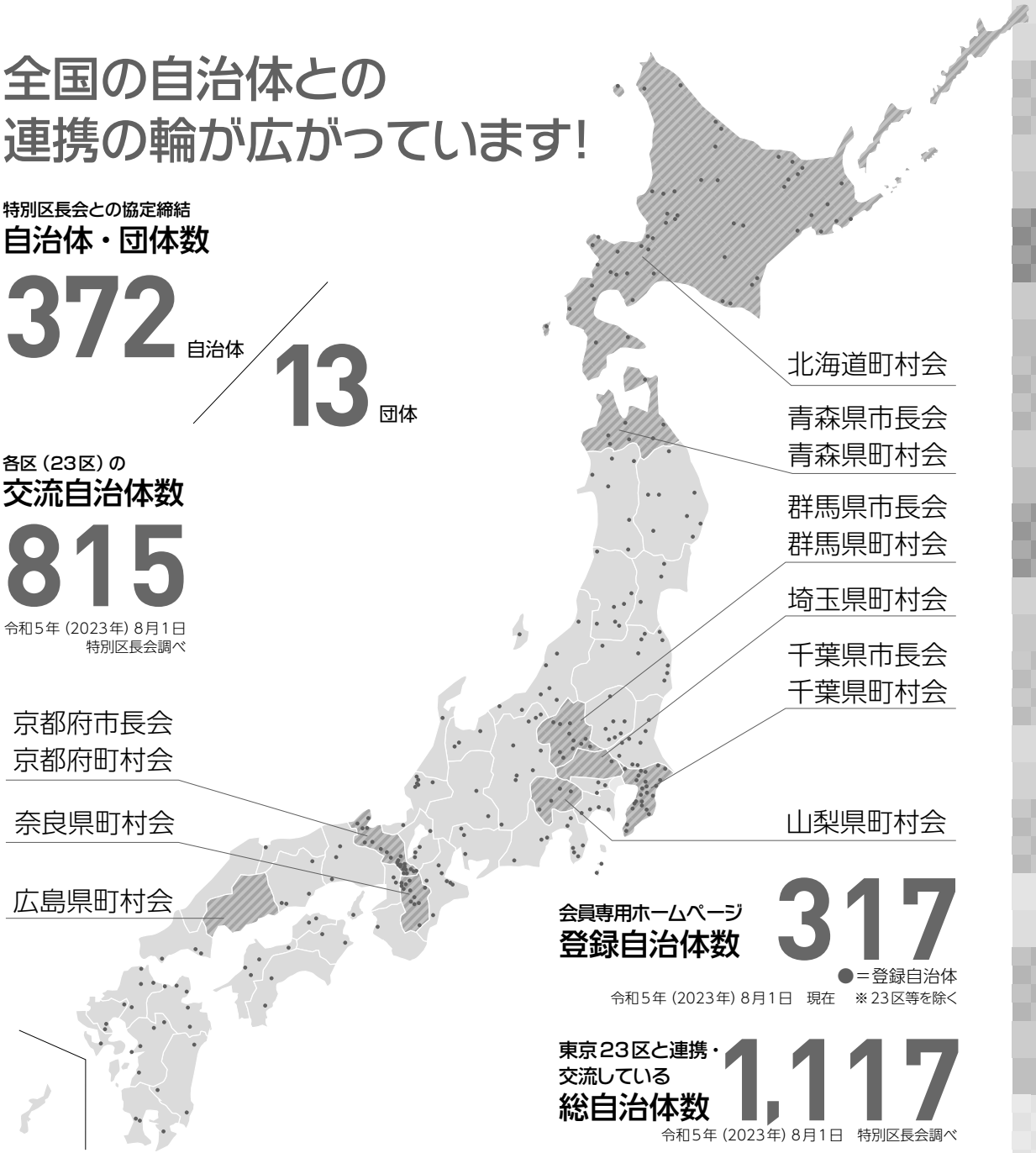

会員専用ホームページ
登録自治体数 **317**

●＝登録自治体

令和5年（2023年）8月1日　現在　※23区等を除く

東京23区と連携・交流している
総自治体数 **1,117**

令和5年（2023年）8月1日　特別区長会調べ

特別区全国連携プロジェクト ホームページ

最新情報やイベント情報など随時更新！

パソコン・スマートフォン・タブレットからご覧いただけます。

全国連携　検索

https://collabo.tokyo-23city.or.jp/

一般用ホームページ

全国自治体の皆様へ

会員登録のご案内　※本ホームページの登録・利用は無料です。

特別区全国連携プロジェクトホームページは、全国自治体の皆様を対象に、会員専用のホームページを用意しております。会員登録をしていただきますと、掲示板機能を使った東京23区との連携事業に関する情報交換や、本ホームページ上での貴自治体情報のPRが可能になります。

お問い合わせ

●特別区全国連携プロジェクトについて
03-5210-9747
特別区長会事務局　調査第1課　全国連携プロジェクト担当

●会員専用ホームページ、会員登録、公式X（旧Twitter）について
03-5210-9067
公益財団法人特別区協議会　事業部事業推進課

公式X（旧Twitter）配信中です

よろしければフォローお願いします！

全国連携プロジェクト
@Zenkoku_Renkei

プロジェクトのイベント情報を発信するほか、連携している市町村のイベント情報なども発信しています。

発行・編集 特別区長会・公益財団法人特別区協議会　所在地 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1　発行 令和6年（2024年）3月

我が国の財政運営の進むべき方向

令和６年５月21日

財政制度等審議会

④安定財源の確保（歳出・歳入の見直し）

骨太 2023 に明記されているとおり、教員の処遇改善を行うのであれば、そのための安定的な財源の確保が不可欠である。そのため、

- 児童生徒数の減少等を踏まえ、教育環境を悪化させずに合理化できる歳出はないか（加配定数の合理化等）
- 短期間実施することが想定されていた調査研究事業等で、（名称を変えるなどして）長期間継続している事業はないか
- 効果や公平性等の観点から、継続する必要性が認められない租税特別措置はないか

といった観点から、文部科学省施策全体の歳出・歳入両面の抜本的な見直しにより財源を捻出すべきである。〔資料Ⅲ－２－16 参照〕

（４）地方財政の課題

①人口減少を踏まえた地方財政の効率化

地方公務員の職員数は、30 年前と比較して 15%程度減少しているが、近年では生産年齢人口の減少が進む一方で、職員数は増加傾向に転じている。特に、地方公共団体の職員配置の裁量が比較的大きい一般職員については、過去 10 年間のうち多くの年で増加が見られる[73]。

他方で、令和 32 年（2050 年）には、令和２年（2020 年）に比べて生産年齢人口が半数未満となる自治体が４割を超えるとの試算もあり、職員の確保も難しくなることが見込まれる。こうした点を踏まえれば、自治体業務の在り方の見直しや、DX 化の推進、公共施設の統廃合等を通じた効率化が重要であり、施設の維持管理費や人件費等、関係する歳出の抑制にもつなげることが可能となる。〔資料Ⅲ－２－17 参照〕

②東京一極集中・税源偏在への対応

我が国では近年、生産年齢人口の転入超過や大企業の集中等、人口動態面・経済活動面において東京一極集中が続いてきており、コロナ禍で一旦

[73] ここでいう「一般職員」とは、総務省「定員管理調査」における一般行政職員から福祉関係及び土木・農林水産関係を除いた職員のことを指す。

減少した東京都への転入超過数も、以前の水準に戻りつつある。年齢階層別では、10 代後半から 20 代後半が転入超過となっており、大学進学や就職に伴って若年層が東京都に流入する構造となっている。こうした傾向が続けば、若年層が流出する地方において少子化が一層進むと考えられる。一方の東京圏においても、人口が集中する中で、住居費が高騰し、通勤も比較的長時間となることから、若年層や子育て世帯の可処分所得や可処分時間が低水準となり、少子化が加速する可能性があるとの指摘がある。このため、東京一極集中の状況を是正していくことは、国全体の少子化の流れを変えていくことにもつながる可能性がある。

また、東京都の地方税収等は増加傾向となっており、累次の税制改正による是正措置が講じられてきたものの、全国の地方税収等に占める東京都のシェアは、なお高い水準を維持している[74]。この背景には、人口・経済の一極集中に加え、近年の電子商取引の普及・拡大といった事業形態の変化等も一定の影響を及ぼしていると考えられる[75]。東京都はこうした地方税収等の増加に伴い、過去 10 年間、他の道府県と比較して、歳出総額を大きく増加させてきている。〔資料Ⅲ－２－18 参照〕

豊かな財政力を背景に東京都が手厚い行政サービスを充実させることで、東京と地方の間、さらには首都圏内の都県間においても、行政サービスの格差が拡大してきており、東京への人口流入を加速させる可能性がある。こうした地域格差が過度に広がることなく、各地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを地方自治体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要である。〔資料Ⅲ－２－19 参照〕

---

74 「東京都の地方税収等」は、特別区を含む地方税収及び地方譲与税収の合計額（超過課税分、法定外税等を含む。）。

75 地方法人２税の税収は、自治体ごとの税額計算に当たり、所在する事業所数や従業者数等に応じて課税標準額が分割される。電子商取引は、購入者の近くに事業所等が無くとも広く事業展開が可能であるため、事業所等の数が少なくなり、本社が多く存在する東京に一層税収が集中しやすい構造となっていることが考えられる。

東京都の地方税収等の推移と全国シェア

資料Ⅲ－２－18

○　東京への人口・経済の一極集中が続いてきているなか、東京都（特別区を含む）の地方税収等は増加傾向となっており、平成20年度以降累次の是正措置が講じられてきたが、**全国の地方税収等に占める東京都のシェアはなお高い水準**。

○　東京都は地方税収の増加に伴い、過去10年間、他の道府県と比較して、歳出総額を大きく増加させてきた。

◆　東京都（特別区を含む）の地方税収等の推移と全国に占めるシェア

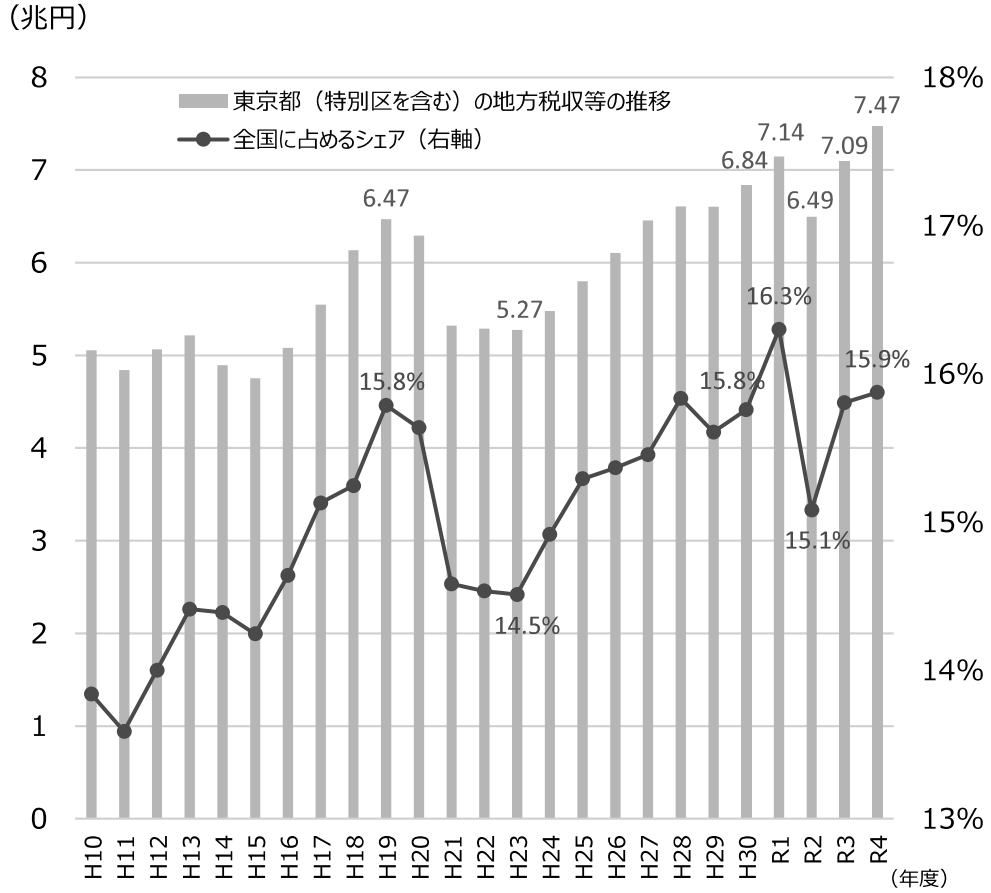

（出所）総務省「地方財政状況調査」
（注）地方税収等は、地方税収及び地方譲与税収（超過課税分、法定外税等を含む）の決算額。

◆　法人関係二税の人口１人当たり税収額の指数（令和４年度）

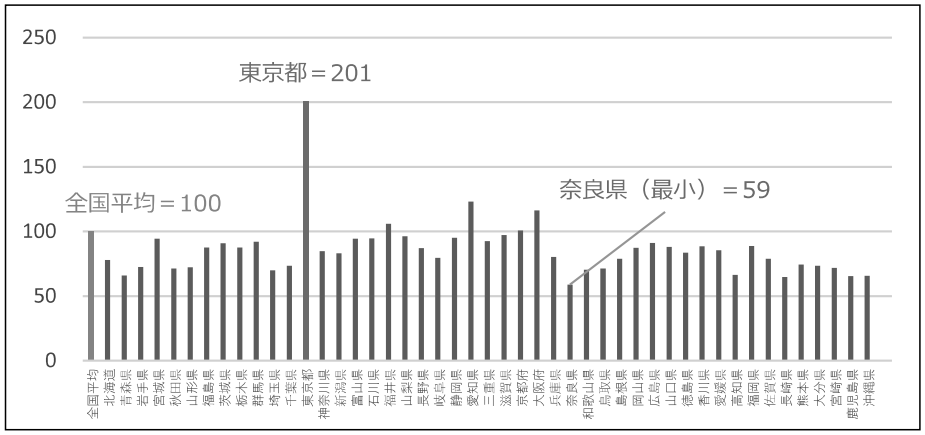

（出所）総務省「地方財政の状況（令和６年３月）」「地方財政状況調査」等をもとに作成。
（注）特別法人事業譲与税を含む。

◆　歳出総額の推移

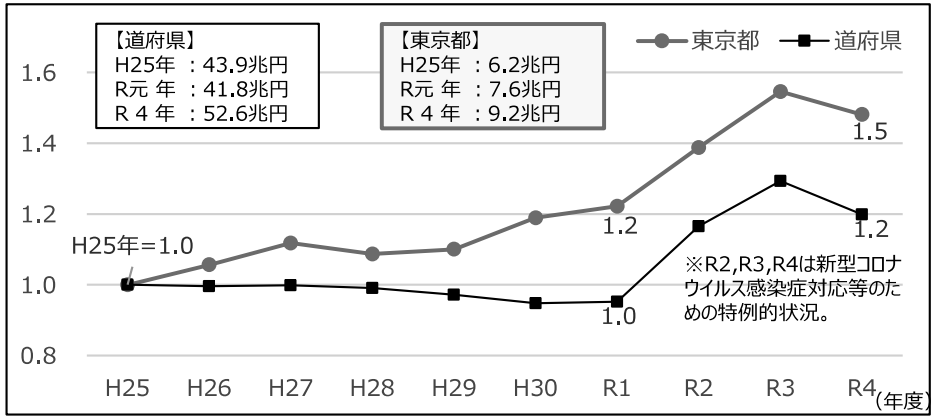

（出所）総務省「地方財政状況調査」　（注）平成25年度の値を１として指数化している。

東京一極集中と行政サービスの格差

資料Ⅲ－２－19

○　東京都は一極集中による豊かな財政力を背景に手厚い行政サービスを実施しており、**東京と地方の間、更には東京圏内においても行政サービスの格差が広がっている状況。**

○　東京一極集中を是正していくことは、国全体の少子化の流れを変えていく上でも重要であり、各地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを地方団体が安定的に提供していくための基盤として、**偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要。**

◆　令和５年における東京都の年齢別の転入超過数

【単位：万人】

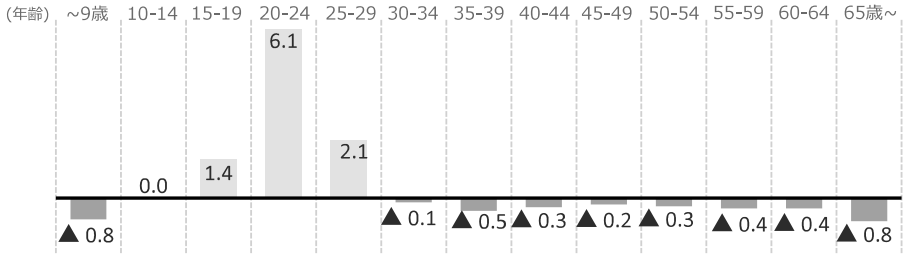

（出所）総務省「住民基本台帳人口移動報告」（注）日本人移動者のみ。

◆　大学進学や就職に伴って働き手の人口が流入する構造

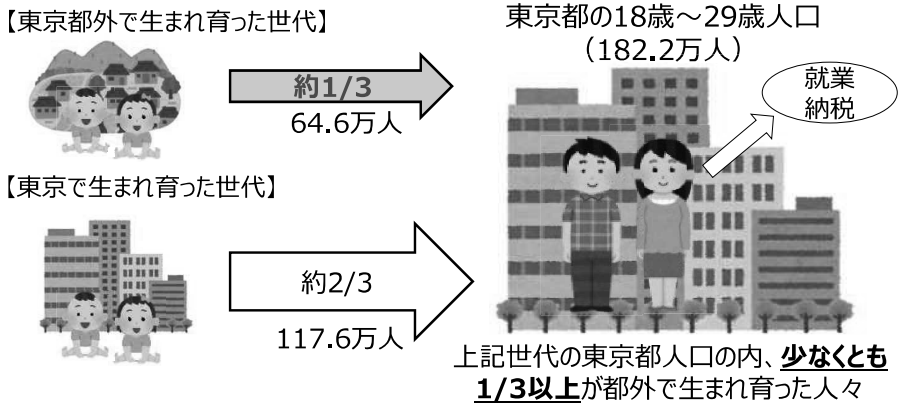

上記世代の東京都人口の内、**少なくとも1/3以上**が都外で生まれ育った人々

（出所）東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」、「人口動態統計」、厚生労働省「人口動態調査」をもとに財務省にて推計。

人口戦略会議「人口ビジョン2100」(抜粋)

・東京圏に若い男女が流入する「東京一極集中」は、依然として続いています。その東京圏では、住宅費が高騰し、通勤が長時間で苛酷なため、平均年収以下のクラスの若年層や子育て世帯は「可処分所得」と「可処分時間」ともに低水準となる厳しい環境に置かれています。

・東京一極集中を是正し、「多極集住型」の国土づくりを目指すとともに、東京圏が抱える深刻な問題の解決を図ることは、国全体の少子化の流れを変えていく上で、避けては通れない課題です。

◆　東京都の令和６年度当初予算における新規事業及び予算規模が大幅に拡大した事業の例

こども・子育て関連	◎ 公立学校給食費の負担軽減 ○ 私立中学校及び高校授業料無償化 ◎ 都立大学の授業料無償化	【239億円】 【681億円】 【15億円】
賃上げの促進	◎ 介護職員等の処遇改善 ◎ 障害福祉サービス職員の処遇改善	【285億円】 【129億円】
脱炭素化の推進	○ 省エネ性能の高い住宅（東京ゼロエミ住宅含む）の普及促進、省エネ家電への買替え促進等	【1,047億円】
ファンドへの出資	◎ 官民連携インパクトグロースファンドへの出資	【100億円】
その他	○ プロジェクションマッピング運営事業等	【20億円】

（出所）東京都「令和６年度東京都予算案の概要」（令和６年１月26日）等
（注）◎は新規事業。○は一部にR5予算からの継続事業を含むが、大幅に予算額が増加したもの。

東京都に隣接するＡ県知事

東京都と同じような施策は我が県の財政事情では厳しい

Ａ県の令和６年度予算では、

・これまで700万円※としていた私立高校等学費補助上乗せ（実質無償化）の年収要件を多子世帯に関しては910万円まで緩和。　※ 両親・高校生・中学生の４人家族で、両親の一方が働いている場合の目安
（←東京都は全世帯について910万円の要件を撤廃）

・個人及び事業者への脱炭素化普及促進として50億円程度を計上。（←東京都は合計1,000億円超を計上）

各自治体において独自に子育てやＧＸ化等に関する予算額を拡充しながらも、東京都と比較すると、財政力の差を背景に大きなサービス格差が生じている状況。

特別区議会議員講演会（令和６年度第１回）
「特別区の現状と課題」
講　演　録
発　　行：令和６年 12 月
公益財団法人 特別区協議会
〒102-0072　千代田区飯田橋３－５－１
東京区政会館４階
ＴＥＬ　03（5210）9075
ＦＡＸ　03（5210）9873